

いはく「はなはだ痛しとす」といふ。法師また曰はく「斯下賤き王、千遍痛み病め。万遍痛み病め」といふ。時に王の眷属天皇に奏さく「諦鏡法師宇遲を咀ふ。捉へしめてまさに殺さむとす」とまうす。天皇状を知りてなほ忍びて可さず。王三日を経て墨の如くにして卒ぬ。眷属また奏さく「殺す報は、殺して報ゆ。宇遲既に死ぬ。諦鏡を受けて怨を報いむ」とまうす。天皇勅して詔はく「朕れまた法師にして諦鏡もまた僧なり。法師云何にしてか法師を殺さむ。宇遅の災を招くことは諦鏡の咎にあらず」とのたまふ。天皇も鬢髮を剃除り戒を受け道を行ひたまふ。故に法師に儻比ひて諦鏡を殺さず。狂へる王宇遲邪見太甚しくして護法罰を加ふ。護法無きにあらず。何ぞ恐りざらむ。

觀音の木の像神しき力を示す縁 第三十六

聖武太上天皇の世に、奈良の毛野寺の金堂の東の脇士の觀音の頸故無くして断れ落つ。檀主見て、明日に継ぎ奉らむとして、一日一夜を経て、朝に其の頸を見れば、自然づから故の如く継ぐ。しかのみならず光を放つ。誠に知る、理智の法身は常住無きにあらず、信はね衆生に知らしめむが為に示す所な

りと。

觀音の木の像火の難に焼けず威く神き力を示す縁

第三十七

聖武天皇の世に、泉州郡の部内に、珍努上山寺に正觀自在菩薩の木の像を居きて敬ひ供る。時に火を失し、其の仏の殿を焼く。彼の菩薩の木の像は、焼かるる殿より二丈ばかり出でて、伏して損はること無し。誠に知る、三宝の色にあらず心にあらざることを。目に見ずといふとも威力無きにあらず。此れ不思議の第一なり。

慳貪に因りて大蛇と成る縁 第二十八

聖武天皇の御世に、諸染京の馬庭山寺に、ひの僧常に住む。其の僧命終る時に臨みて、弟子に告げて言はく「我れ死なむ後、二年に至るまで室の戸を開くことなかれ」といふ。然うして死にて後、七々日を経、大なる毒蛇在りて其

二 理法身と智法身。仏身の抽象的なりかた。
三 原文「常住非無」。

第三十七縁

今昔物語集・十六ノ十一に書承。

三 中巻十三縁。一 聖觀自在菩薩。聖觀音。隋代に蔵州の興皇寺の仏殿が火災に遭った時に、仏殿の丈六の銅像が自ら運動して落下する棟を避けたことが、広弘明集・十五にみえる。六原文「非レ色非レ心」。諸書にみえる表現。中觀論疏九末に「若謂仏常、則不能知見、以常非色非心、非レ心故不能知、非色故眼不能見」とあるような意に解するならば、下文の「雖レ不レ見レ目」への接続が理解しやすい。

第三十八縁

今昔物語集・二十ノ二十四に書承。

七物惜しみし、むさぼること。諸經要集・十惡部・贋盡縁に引用され、三寶絵序に言及されて有名な説話に、慳貪であつたために死後に毒蛇となつて自分の財を守つた賢面長者の説話撰集百經・六)がある。

八 奈良市川上町あたりに所在した寺。

五原文「臨ミ命終ニ」。仏典語。

六原文「臨ミ命終ニ」。仏典語。三「三宝の」の仏事(大祥)がおこなわれていた可能がある。本説話にみえるのは、三回忌の仏事の初回に拠るものであろうか。また、「三年」と七日とをともに記すのは、十王信仰にもとづくか。(小林信彦の指摘がある)ので、本説話のころにすでに三回忌の仏事(大祥)がおこなわれていたとえば瑜伽師地論・一)に拠る。統紀天平七年

六原文「聖武太上天皇世」。聖武天皇世に同じ。七 中巻三十五縁。ヘ本尊の仏の両側に侍立する菩薩。東の脇士が觀音菩薩であることより推測すれば、西の脇士は勢至菩薩。中尊は阿弥陀如来で、南向きに安置されていた。金堂は南面して建てられていたであろう。金堂は南北顎部が切斷された状態で頭部が離れ落ちた。切斷部が存するので「頸」を中心にして叙述される。「頸」は首すじの意であつて、直接には頭部を意味しない。八 中巻三縁、十六縁、二十二縁、下巻二十八縁。二 檀越に同じ。施主。

五原文「護法非無」。

の室の戸に伏す。弟子因を知り、教化へて室の戸を開き、錢二十貫隠藏せるを見る。其の錢を取りて、以ちて経を誦むことをし、善を修ひ福を贈る。誠に知る、錢を貪りて隠すに因り、大蛇の身を得て返りて其の錢を護ることを。須弥の頂を見るといふとも、欲の山の頂を見ること得ずといふは、其れ斯れを謂ふなり。

薬師仏の木の像水に流されて沙に埋れ靈しき表を示す

第三十九縁

駿河国と遠江国との境に河有り。名けて大井河と曰ふ。其の河上に鶴田里有り。是れ遠江国榛原郡の部内なり。奈良宮に天下治めたまひし大炊天皇の御世の天平宝字二年戊戌の春三月に、彼の鶴田里の河辺の沙の中に音有りて曰はく「我れを取り。我れを取り」といふ。時に有る僧國を経て彼を行過ぐ。當時「我れを取り」と曰ふ音なほ止まず、僧を呼び求む。邂逅に沙の底に有る音を聞くこと得て、埋れたる死人の蘇還るなりと思ひて、堀りて見れば、薬師仏の木の像有り。高六尺五寸、左右の耳缺けたり。敬ひ礼み哭きて言さく「我」

が大師や、何の過失有せばか是の水の難に遇ひたまふ。縁有りて偶に值ひたてまつる。願はくは我れ修理ひたてまつらむ」とまうして、知識を引率て仏師を勧請へ、仏の耳を造らしめ、鶴田里に堂を造りて尊き像を居き。之れを以ちて供養す。今号けて鶴田堂と曰ふ。是の仏の像験有り。光を放ち、願ふ所を能く与へたまふ。故に道俗帰り敬ふ。伝へ聞く、優填の檀の像起ちて礼み敬ふことを致し、丁蘭の木の母動きて生ける形を示すといふは、其れ斯れを謂ふなり。

悪しき事を好む者現に利き銳に誅られて悪しき死の報を得る縁 第四十

橘朝臣諾楽麻呂は、葛木王の子なり。強ひて非望を窺ひ、心に国を傾けむことを繋げ、逆ふる党を招集めて其の便を当頭く。僧の形を作り、之れを以ちて的を立て、僧の黒眼を射る術を効ぶ。諸の悪しき事を好むこと斯の甚しきに過ぎたるは無し。諾楽麻呂の奴諾樂山にして鷹鳥鷹をして、其の山に狐の子多有るを見る。奴狐の子を捉りて木を用ちて串に刺し、其の穴の戸に立つ。

第四十縁 惡業についての現報説話。橘奈良麻呂の変を因果の理によつて説明しようとする。僧形を描いて的とした惡業に対しての惡報とされる。
「ときさき」は、鋭利な武器の先端。軍勢の比喩的表現。「利銳」(本説話)、「銛鋒」(上巻五縁)、「銛」(書紀・欽明天皇二十三年古訓)、「鋒」(名義抄)などの表記がある。
モ橘奈良麻呂。父は橘諸兄、母は藤原不比等の娘。七五七年に三十七歳で歿か。統紀・天平宝字元年条に、奈良麻呂の変についての詳細な記事がある。(一)葛城王。橘諸兄。小野東人の自白によれば、天平宝字元年七月四日条。(二)上巻三十四縁。

三この僧に特定の人物聖武天皇、行基、道鏡などを擬する説は、本説話にいうところの「悪事の性格を不鮮明にするよう思われる。僧形の者を的としたこと自体を問題としている。原文「諾楽麻呂之奴」。諾楽麻呂に仕える奴、ではなく、諾楽麻呂本人をさす、とする中田祝夫の説があるが、したがいがたい。本説話は、僧形の目的とする悪事をおこなつた諾楽麻呂がついては殺されるにいたつた、といふ説話であり、孤と奴とを叙述した箇所は現報最近、不無慈悲心「為無慈悲行」致「無慈悲心」を説くためのもの。三奈良山とも表記する。(一)上巻十二縁。

西天平勝宝八年(天平五年五月二日)に聖武天皇が歿し、六月八日の詔によつて、翌年五月三十日までの殺生が禁斷された。その殺生禁斷の期間中の事件か。